

- ・自動車による飲食店営業について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

自動車による飲食店営業について

現状

- ・自動車において調理した食品を提供する事業者は、固定施設と同様、原則、管轄区域ごとに営業許可が必要。
- ・その上で、「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年12月27日付け生食発1227第2号。以下「令和元年通知」という。）では、都道府県等の間で監視指導の方法、違反判明時の通報体制等の調整を行えていることを前提に、1つの営業許可で、複数の都道府県間等の地域を越えて営業を行うことを可能としている。
- ・一方で、令和7年度に規制改革推進会議から、令和元年通知に基づく運用が自治体に普及していないのではないかとの問題意識から、以下の措置を講ずるよう求められている。
 - ① 複数の都道府県間等の区域を越えて営業を行うことを可能としている都道府県等の事例について、横展開を図ること。
 - ② 施設基準につき、参酌基準から著しく乖離している場合に、具体例を提示し、都道府県等がその必要性及び合理性を十分検討し、所要の見直しを行えるよう周知すること。

令和元年通知に基づき、1つの営業許可で、複数の都道府県間を超えて営業を行っている自治体

- ・県をまたいで運用しているのは、大阪府と和歌山県間のみ。
- ・両自治体において、施設基準の平準化を図るとともに、食中毒発生時の対応等、必要な調整を行っている。

今後の進め方

47都道府県の自動車営業に関する実態調査を行い、食品の営業規制の平準化に関する検討会で具体的な議論を行う。

(参考) 規制改革実行計画（令和7年6月閣議決定）（抜粋）

- ① 異なる都道府県等の調整により、キッチンカー事業者が単一の営業許可によって都道府県等の区域を越える営業が可能となる「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年12月27日厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知。以下「令和元年通知」という。）に基づく仕組みを実効性のあるものとするため、複数の都道府県間等の区域を越えて営業を行うことを可能としている都道府県等の事例について、都道府県等の間で調整すべき内容（例えば、監視指導の方法、違反判明時の通報体制、行政処分の取扱い及び情報共有事項等）を具体的に記載した上で周知し、横展開を図る。
- ② 都道府県等による上記①の取組を後押しする観点から、令和元年通知を経ても残存するキッチンカーの施設基準に関する地域的差異が見直されるよう、都道府県等が公衆衛生の観点で定める施設基準等について、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第3号）別表第19及び第20（第66条の7関係）で定める施設基準から乖離している場合、具体例を提示し、都道府県等がその必要性及び合理性を十分検討し、所要の見直しを行えるよう周知する。

- **自動車を用いた飲食店営業の実態に関する調査**

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

自動車を用いた飲食店営業の実態に関する調査について (調査目的、調査方法及び調査項目)

調査目的

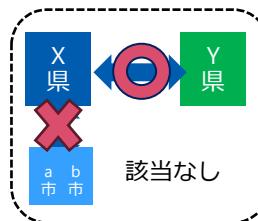
自動車による飲食店営業について、令和元年通知では、都道府県等の間で監視指導の方法、違反判明時の通報体制等の調整を行えていることを前提に、他の自治体の営業許可で、自らの管轄地域における営業を行うことを可能としているが、こうした取扱いを認めていない理由（ボトルネック）などを把握する。

調査方法

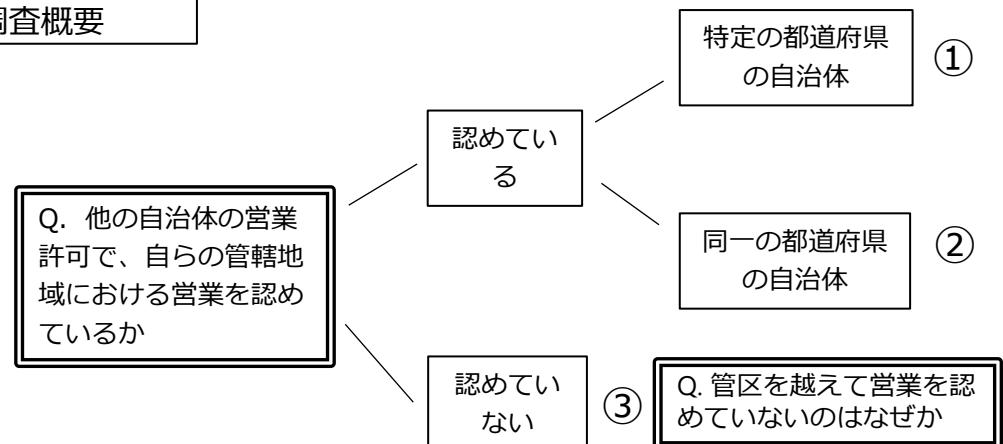
47都道府県（自治体）に対して調査を実施

調査項目

- 他の自治体（知事、市長、又は区長による許可）の営業許可で、自らの管轄地域における営業を認めているか／認めていないか
- 認めている場合は、その範囲はどこまでか（異なる都道府県の自治体／同一の都道府県の自治体）
- 監視指導の方法等の関係自治体間での取り決めの内容
- 区域を越える営業を認めていない理由

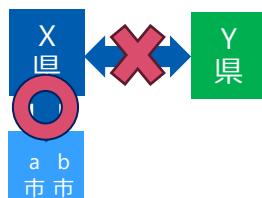


調査概要



Q. 監視指導の方法等の都道府県間の取り決めとは

Q. 監視指導の方法等の保健所設置市等との取り決めとは
Q. 複数の都道府県の間で営業を認めていないのはなぜか



1. 運用

(1) 同一都道府県内の営業

- 他の自治体（知事、市長、又は区長による許可）の営業許可で、営業を行うことを認めていないのは15例であり、認めているのは32例であった。
- 他の自治体の営業許可で営業を行うことを認めていない理由は、要望がないを除き、違反判明時に主体的に指導する自治体が決まらない等、都道府県間での監視指導の調整に関する内容であった。また、洗浄設備と手洗い設備の独立または兼用等、施設設備の運用の調整が難しいと回答した都道府県もあった。
- 同一の都道府県において営業を認めるために取り決めている事項としては、違反の通報を受けた場合は通報を受けた自治体で指導後に許可自治体へ通報している、営業の禁停止等の処分は許可した自治体で実施するという回答が多かった。
- 都道府県と保健所設置市との情報共有については、営業者名、車両番号、自動車の保管場所等を共有しているとの回答があった、一方で、情報共有をしていないとの回答も半数近くあった。
- 都道府県と保健所設置市間で施設基準の運用の差異について調整した事例として、食品の提供口への網戸設置や調理場内の作業スペースの高さ等が挙げられた。

他の自治体の営業許可で営業を行うことを認めていない（15例）

同一の都道府県で営業を認めていない理由	① 事業者からの要望がない	4	(その他) ・施設基準の運用の違いの調整が難しい（洗浄設備と手洗い設備の独立または兼用*4、営業内容に応じた貯水設備の容量*5） ・法的根拠が不明 ・県内に保健所設置市がない ・申請先、手数料、許可年数等について調整できない ・乗り入れに向けて調整中
	② 違反判明時に主体となる自治体が決まらない	3	
	③ 行政処分をする自治体が決まらない	2	
	④ その他	11	

他の自治体の営業許可であっても同一都道府県内は認めている（32例）

県及び取り扱い決済所間	② 違反判明時の通報体制 ※22自治体から提供された文書より	違反等の通報を受けた自治体で指導し、その後、許可自治体へ通報	17	その他（施設基準の運用に関することなど） 都道府県と保健所設置市で差異があったが、都道府県と市で協議し調整 ・調理場内の作業スペースの高さ * 1 ・食品の提供口への網戸設置 * 2 ・運転席と調理場との区画 * 3 ・給水タンクと取扱い品目数と調理工程の考え方 * 5
	③ 営業の禁停止などの行政処分をする自治体	許可自治体が営業の禁停止処分を行う ※ 営業の禁停止以外の廃棄命令、回収命令等の行政処分は許可自治体以外の自治体でも可能と 3 自治体が回答	32	
	④ 営業者の情報に関する自治体間の共有	営業者名 車両番号 自動車の保管場所	13 13 5	
		営業場所 その他の（営業者の電話番号、取扱品目等） 情報共有をしていない	4 19 13	

1. 運用

(2) 異なる都道府県の間での営業

- 他県の営業許可で、営業を行うことを認めていないのは45例であり、県域を超えて特定の都道府県間で営業を認めているのは1例（大阪府／和歌山県）であった。
- 営業を認めていない理由としては、要望がないほか、違反判明時に主体となる自治体が決まらない、行政処分をする自治体が決まらない、施設基準の運用の違いの調整が難しい等の理由が挙げられた。
- 県域を超えて特定の都道府県間で営業を認めている両府県は、県内保健所設置市との調整および両府県間の調整のいずれにおいても、違反判明時の通報体制、営業者情報に関する自治体間の共有等の取り決めについて、相違は認められない。

他県の営業許可で営業を行うことを認めていない（45例）

他県の許可で営業を認めていない理由	① 事業者からの要望がない	23	その他 ・施設基準の運用の違いの調整が難しい（洗浄設備と手洗い設備の独立または兼用＊4、給水タンクの量と取扱い可能食品等の運用＊5） ・法的根拠が不明 ・手数料徴収の調整
	② 違反判明時に主体となる自治体が決まらない	3	
	③ 行政処分をする自治体が決まらない	4	
	④ その他	13	

特定の都道府県の間で営業を認めている（1例）→大阪府／和歌山県＊

*大阪府、大阪市、堺市、豊中市、高槻市、吹田市、枚方市、寝屋川市、東大阪市、八尾市、和歌山県、和歌山市

関係自治体間での取り決め	② 違反判明時の通報体制	違反を探知した自治体が必要な指導を行う。 許可自治体に通報する。 許可自治体は改善状況等の確認や再発防止等の指導を行う。	—
	③ 営業の禁停止などの行政処分をする自治体	許可自治体	—
	④ 営業者情報に関する自治体間の共有	営業者名、車両番号、許可証記載事項（屋号、営業所所在地、許可番号、許可年月日・満了日、自動車登録番号、給廃水タンク容量）	その他：営業所所在地、施設の図面等、関係自治体からの求めに応じて共有
	県管轄の地域と保健所設置市等を越えて営業していた車による食中毒事例	なし	—

2. 施設基準 条例と参酌基準の差異について

- 自動車営業の施設基準に関連する各県で規定している条例の条文について、47都道府県のホームページを確認したところ、参酌基準と全く同じ基準であったのは44自治体であり、一部異なる基準としていたのは3自治体であった。
- また、一部の自治体では条例と参酌基準の規定に差異がないものの、施設基準の運用上の取り扱いで異なる場合がみられた。

条例と参酌基準とで一部異なる内容がある（3例）

参酌基準と異なる記載		(参考) 参酌基準の記載	異なる記載の概要
例 1	飲食店営業及び菓子製造業のうち、自動車において調理又は製造をする場合にあっては、3の項(4)、(9)、(12)及び(16)の基準を適用しない。	令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合にあつては、第三号二、リ、ヲ及びタの基準を適用しない。	自動車営業の対象に飲食店営業のほか「菓子製造業」がある。
例 2	政令第35条各号に掲げる営業に共通する施設の基準 省令別表第19で定める基準（同条第4号に掲げる営業のうち、自動車において当該営業をするものにあっては、同表第3号二、リ、ヲ及びタで定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、同表第3号チで定める基準（同条第1号及び第4号に掲げる営業のうち、自動車においてこれらの営業をするものに係る部分に限る。）中「水栓は」とあるのは「 <u>水栓は必要に応じて</u> 」と、同表第5号ホ(2)及びヘ(2)で定める基準中「冷蔵」とあるのは「必要に応じて冷蔵設備」と、同号ホ(4)で定める基準中「備える冷凍室及び保管室」とあるのは「有する冷凍設備を備えた当該製品の保管をする室又は場所」とする。	従業者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。なお、水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。	手洗設備の水栓の再汚染を防止する構造について、自動車営業については「必要に応じ」とある。
例 3	自動車において調理をする場合にあっては、使用目的及び業務能力に応じた十分な量の水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。	自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。 (1) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。 (2) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。 (3) 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。	給水量、配水量に関して、水の量を記載していない。

条例と参酌基準の規定に差異はないが、運用上の取り扱いが異なる場合がある（アンケートの回答から）

- * 1 作業場の広さ：調理従事者が立って作業可能な調理場の高さを求めている（回答数：2）
- * 2 ねずみ及び昆虫の侵入防止：食品の提供口へ網戸等の設置を求めている（回答数：2）
- * 3 作業区画の間仕切り：調理を行わない運転席と調理場との区画に間仕切りを求めている（回答数：1）
- * 4 洗浄設備：手洗い設備と食品等の洗浄設備の兼用を可能としている（回答数：2）
- * 5 給水・廃水設備：タンクの容量について、取扱可能な食品の数や工程の考え方方が異なる（回答数：6）

まとめ

【調整事項関係】

他の自治体の営業許可で営業を行うことを認めていない自治体

- 認めていない理由として、要望がないことのほか、①違反判明時に主体となる自治体が決まらない、②行政処分をする自治体が決まらない等、都道府県間での監視指導の調整に関することが挙げられていた。

特定の都道府県間または同一の都道府県において営業を認めている自治体

- ①違反等を発見した場合の通報体制等の措置、②営業の禁停止などの行政処分をする自治体については、都道府県間または同一の都道府県において営業を認めている自治体が行っていた。
- 営業者に関して自治体間で共有されている情報については、情報共有を行っていないと回答した自治体が13であり、同一都道府県内での営業を認めていた32自治体間では、ばらつきがあった。

→ 今後、自動車を用いた営業に関する監視指導時の実態等を個別に確認し、標準的な方策を検討していく。

【施設基準関係】

<条例と参酌基準の差異>

- 各県で規定している条例の条文について、47都道府県のホームページを確認したところ、参酌基準と全く同じ基準であったのは44自治体であり、一部異なる基準としていたのは3自治体であった。
- 施設基準の運用について、一部の自治体においては条例と参酌基準の規定は同じだが、運用上の取り扱いが異なっていた。こうした自治体では基準自体は同じであるため、運用上の取り扱いについて調整が可能と考えられる。

- 參考資料



改正後の食品衛生法等（営業許可部分抜粋）

＜食品衛生法＞

第54条 都道府県は、公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準を参照して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

第55条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

第2、3項（略）

＜公布通知＞

食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について
(生食発1227第2号 令和元年12月27日)

第1 3イ

営業許可の申請に係る運用上の留意点（1）法第51条に規定する営業を自動車により複数の地域にまたがって営もうとする者は、各営業所等所在地を管轄する都道府県知事等に許可申請を行う必要があるが、関係都道府県等の間で、同水準の施設基準が確保されており、監視指導の方法、違反判明時の通報体制、行政処分の取扱い等について調整がなされている場合は、営業車の属する主たる固定施設の営業所等の所在地を管轄する都道府県知事等のみが営業許可を行うこととする取扱いとして差し支えないこと（同条第2号関係）。

(参考) 災害時の炊き出しの取扱いについて (自動車による炊き出しを含む)

災害時の避難所における炊き出しに関する食品衛生法上の取扱いについて(抜粋)

(令和7年3月27日付け 事務連絡)

(食品衛生法における「営業」の考え方について)

1 食品衛生法における「営業」とは、「業として」一定の行為を行うことと規定されており、この「業として」とは、同種の行為を反復継続して遂行し、社会通念上も事業として認識される程度の規模、形態をなす場合であると解していること。具体的には、食事を提供する期間、食事を提供する社会的必要性、営利性等を総合的に考慮した上で、都道府県等において営業に該当するかを判断していること。

(災害時の避難所におけるボランティアについて)

2 先般の事務連絡では、災害時の避難所において、事業者がボランティアとして被災者に炊き出しとして食事を提供する行為は、一般には営業とは判断されないと考えられることを示した。これは、災害時の避難所におけるボランティアは、長期に継続して食事の提供を行うことが想定されないことや、災害時に被災者へ食事を提供する社会的必要性が高いこと、その食事の提供が利益を得ることを目的としていないと考えられることから、上記1に照らして、一般には営業とは判断されない旨の解釈を示したものであること。

3 今般、規制改革推進に関する中間答申を踏まえ、被災自治体へヒアリングを行ったところ、「被災時において、事業者が、被災自治体以外の行政機関又は民間団体から委託を受けて炊き出しを行う行為」については、事業者が一定期間滞在して食事を提供するなど、反復継続して行われる場合もあることが確認できた。このようなケースについては、被災自治体が、避難所における食事の提供体制に鑑み、被災者へ食事を提供する社会的必要性が高く、かつ、その食事の提供が利益を得ることを目的としていないと考える場合には、上記1に照らして、社会通念上、事業として認識されず、一般には営業としての実態を有しないものと認められること。

(被災者に食事を提供する事業者に係る情報の把握について)

4 災害時は食中毒が発生しやすい状況であり、食中毒が発生した場合に迅速に対応する観点から、例えば、別添「炊き出しチェック表」等を活用し、被災者に食事を提供する事業者から、提供される食品、提供日時等の情報の提供を受けること。